

令和4年12月

水産庁

漁業経営改善制度（経営改善漁業者制度）の見直し案（骨子）について

1. 制度をめぐる状況

経営改善計画の新規認定数が増えておらず、直近5年間は低い水準で横ばい傾向。平成29年度から経営改善計画の目標類型に、従来の「一般型」に加えて、「地域連携型」と「新規就業型」を追加したが、結果として、経営改善に取り組む漁業者の広がりは限定的であった。

（別紙1）

経営改善計画の目標達成状況については、令和2年度までの直近5年間は、約7割で推移していたが、令和3年度は約3割に低下している。（別紙2、3）

2. 「改善指針」に係る見直し案（骨子）（別紙4）

（1）経営改善計画に係る指標（定量的な目標）について

水産基本計画の方針に合致する新たな分野への漁業者のチャレンジを促進する観点から、「一般型」において、以下のいずれかの事項に取り組みつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を●%以上とすることとする【現行の「一般型」の基準値である15%より低い数字とすることを検討中。】。

- ① 新規分野の事業への着手・転換
- ② 新たな技術・手法の導入
- ③ 新たな資源管理の実施
- ④ 環境に配慮した生産
- ⑤ 新たな販売手法の導入・販路の開拓
- ⑥ 経営体組織の再編及び連携強化

（2）その他

対象漁業者を、漁業法第124条の「資源管理協定」に基づく自主的な資源管理に取り組む漁業者等とする（注：現行の改善指針では、国又は都道府県が作成する資源管理指針に基づく資源管理計画の作成及び確実な実施に取り組む者とされている。）。

3. 今後のスケジュール（案）

令和5年1月～ 改善指針の改正案に係るパブリックコメント手続き

令和5年2月頃 水産政策審議会企画部会（改善指針の改正案の諮問・答申）

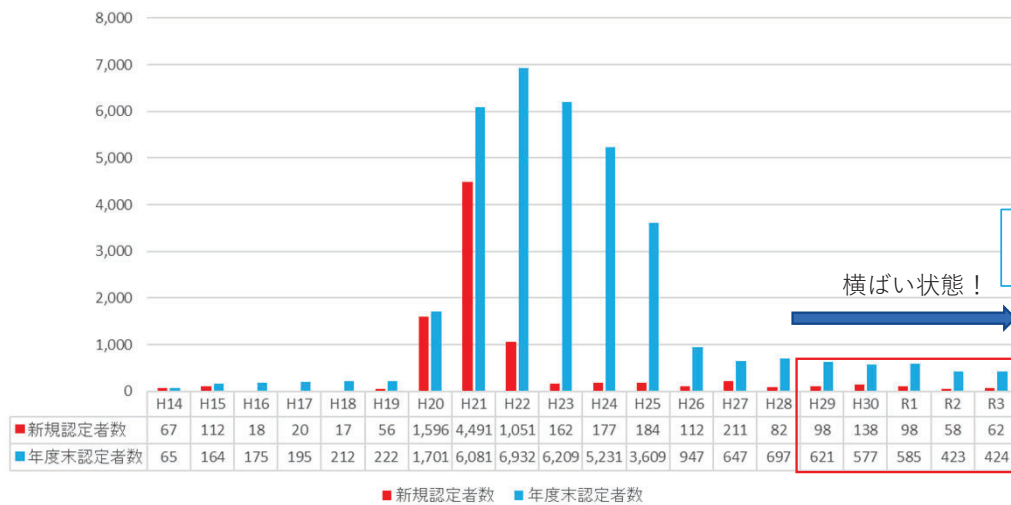
令和5年4月 改正改善指針及び運用通知の施行

経営改善計画の目標類型ごとの認定数の推移

- ・新規認定者数は、平成28年度以降は横ばい。
- ・平成27年度以前と比較して、平成23~27年度の平均169件に対し、平成28~令和2年度の平均95件と減少。

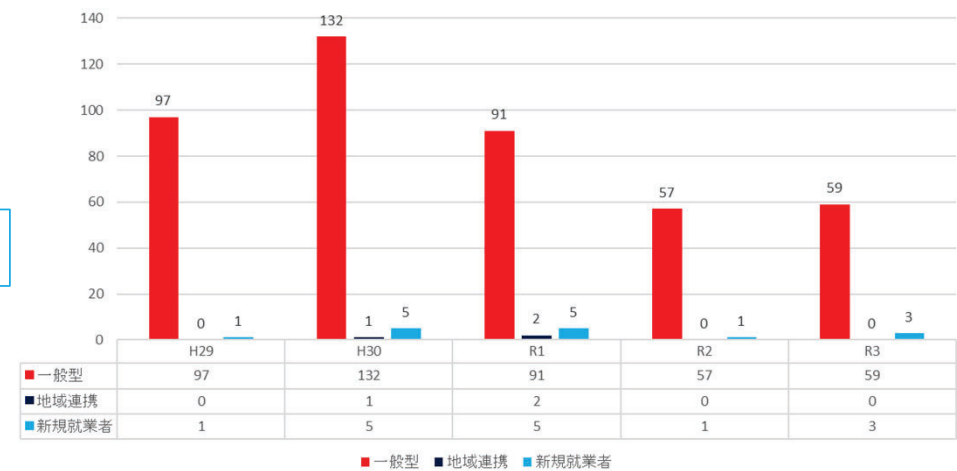
- ・平成29年度から経営改善計画の目標類型に、従来の「一般型」に加えて、「地域連携型」と「新規就業者型」を追加したが、新規認定者数の増加にはつながっていない。

経営改善計画の新規認定者数及び年度末認定者数の推移



(出典：水産庁調べ)

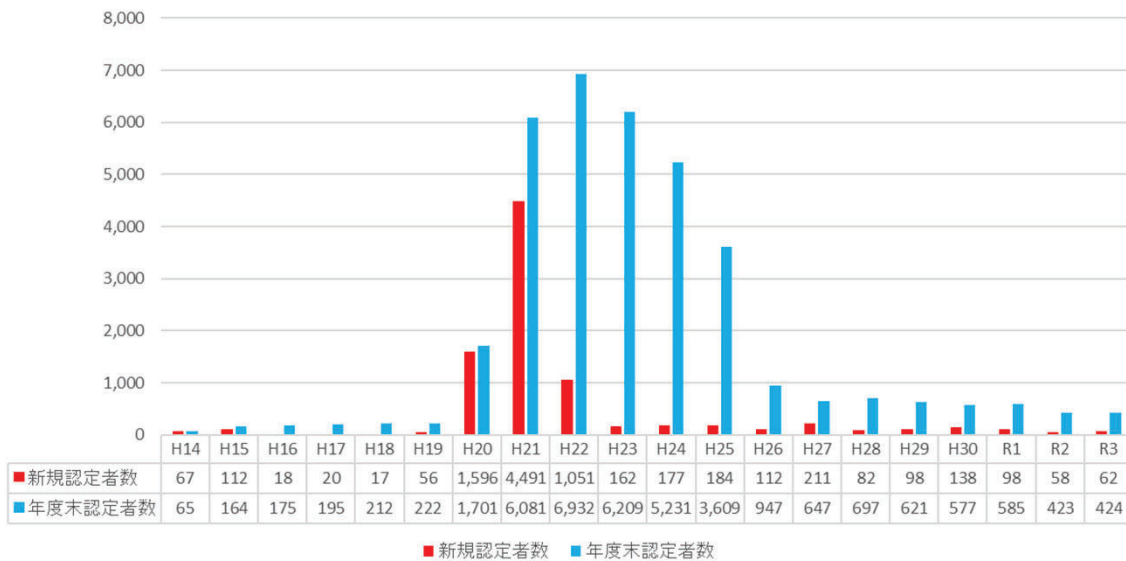
経営改善計画の目標類型ごとの認定数の推移



(出典：水産庁調べ)

経営改善漁業者の認定数の推移と経営改善計画の目標達成状況

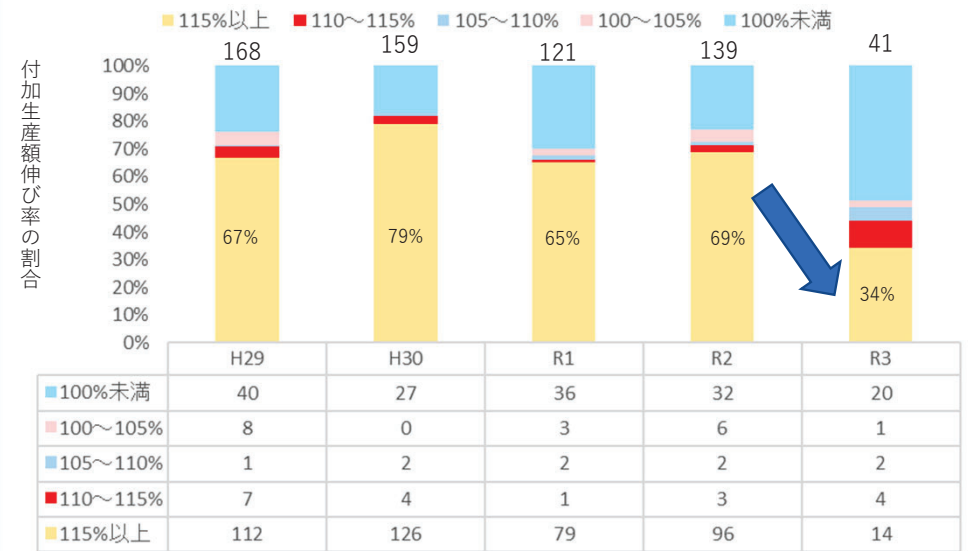
経営改善計画の新規認定者数及び年度末認定者数の推移



(出典：水産庁調べ)

- ・平成20～22年度の新規認定者数の大幅な増加要因は、経営改善漁業者であることが「漁業収入安定対策」の加入要件となっていたことによるもの（現在は加入要件となっていない。）
- ・令和3年度末時点の経営改善漁業者424は漁業経営体（64,900経営体）に占める割合は、0.65%。

経営改善計画の目標達成状況



(出典：水産庁調べ)

- ・棒グラフの上の数値は、グラフの合計数
- ・棒グラフ中のパーセントは、目標達成（「一般型」における目標：付加生産額等の伸び率が5年で15%以上）の割合
- ・表の数字は、令和3年度までの各年度に終了した経営改善計画の付加生産額の伸び率毎の数

目標達成・未達成の原因について

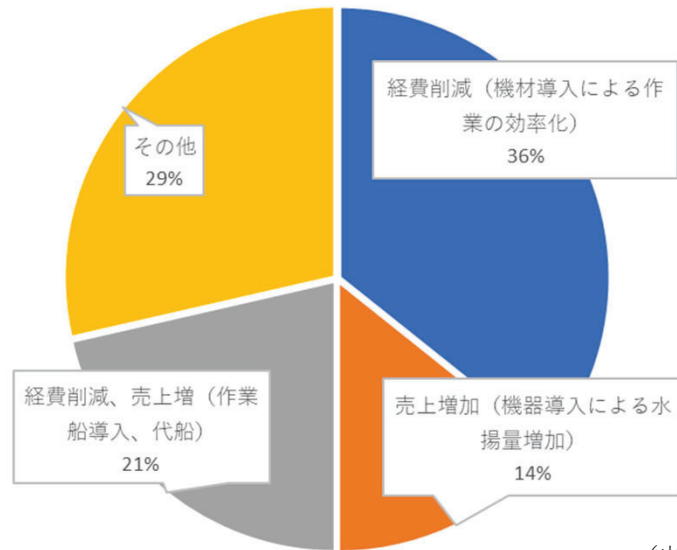
目標達成の要因

- ・代船（作業船の追加含む）や機材導入による経費削減や水揚量の増加が要因として多い。
- ・倉庫新設による機能の集約という回答もあった。

目標未達成の要因

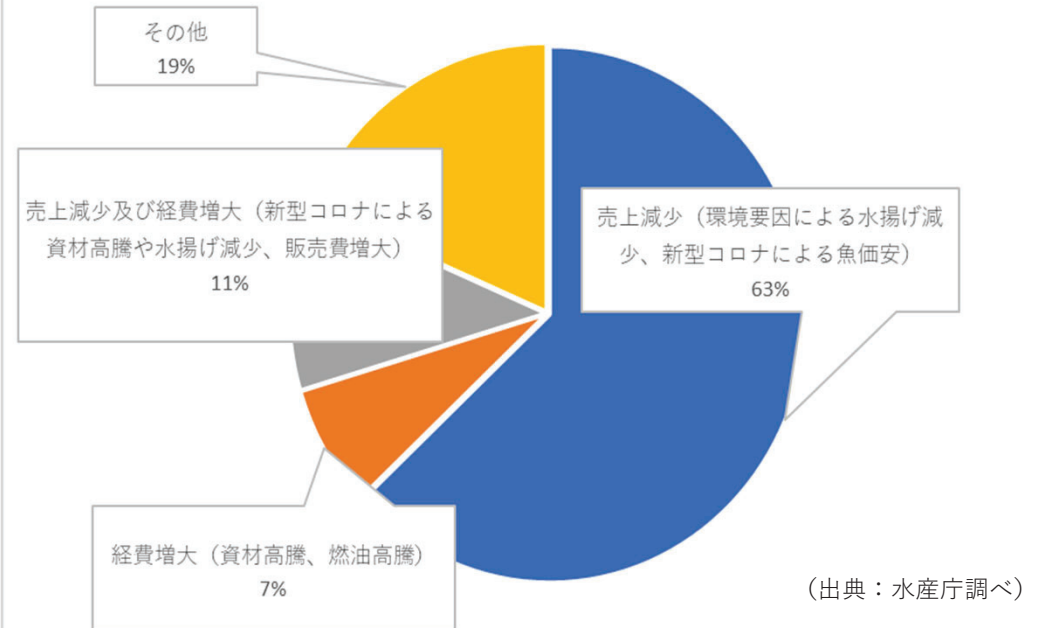
- ・売上減少、経費増大を理由に挙げている者のうち約4割が新型コロナウイルス感染拡大の影響を挙げており、具体的には、感染拡大による魚価安、資材高騰の経費増加、休業と回答している。

R3目標達成（115%以上）の要因（全14）



（出典：水産庁調べ）

R3目標未達成（115%未満）の要因（全27）



（出典：水産庁調べ）

【漁業経営改善制度の見直し案（骨子）について】

別紙 4

令和4年8月25日の水産政策審議会企画部会で説明した見直しの方向性

○現状及び新たな水産基本計画に定められた水産施策の基本的な方針を踏まえ、漁業者に新たな分野へのチャレンジを促進できるような制度（改善指針）の見直しを行うこととする。

- ・海洋環境の変化も踏まえた新たな水産資源管理の着実な実施
- ・スマート水産技術の開発・現場実装等による漁船漁業の成長産業化
- ・ICT等を活用した生産性の向上、輸出の拡大等による養殖業の成長産業化
- ・海業の振興等による漁村の活性化の推進

等



具体的な見直し内容（案）

「一般型」において、水産基本計画の方針に合致し、かつ、チャレンジ性が高いと認められる取組（下表）のいずれかを行いつつ経営改善を進めようとするものについては、計画期間（5年間）での減価償却前利益等の伸び率に係る基準値を●%以上とすることとする【現行の「一般型」の基準値である15%より低い数字とすることを検討中。】。

対象とする取組	具体的な取組例
新規分野の事業への着手・転換	海業への新規取組、他の漁業種類への着手・転換、多目的漁船の導入
新たな技術・手法の導入	スマート水産技術の導入、生産履歴のデジタル化
新たな資源管理の実施	TAC魚種の拡大／IQ管理の導入への対応
環境に配慮した生産	人工種苗や配合飼料への転換、水産エコラベル認証の取得、海洋ごみの持ち帰り処分
新たな販売手法導入・販路の開拓	輸出、ネット直販、販売先の分散化
経営体組織の再編及び連携強化	合併、事業譲渡、分社化、事業承継、作業の共同化、他事業体との連携